護保険制度が変わりました

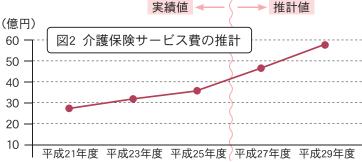
①介護保険料 平成27~29年度

変わりました

判断し てい 直 くらい必要となるか。 な介護サービス費がどれ 今後3年間でどのよう しを行います。 65 ただく介護保険料は 歳以上の方に負担 て、 3年ごとに見

介護サービスを利 用す 要介護認定者数(人) 図1 高齢者人口と要介護認定者の推計

3,500 3,000 2,500 2,000 1,500 平成29年度



平成25年度

平成27年度

る方が年々増えているこ

介

護報酬が見直され

特別養護

老人

問 高齢福祉課 ☎内線1752

4

4

0

0

円

/月額

変わりました

図3 介護保険制度 65歳以上 を運営するための 牛久市 第1号 の方の 財源割合 12.5% 保険料 22% 保険料 茨城県 12.5% 保険料 公 費 40~64歳 国 25% 第2号 (調整交付金 保険料 の方の 5%含む) 28% 保険料

介護

サービス費が増

加す

平成21年度

が見込まれるため

整備することなどにより

ムなどの介護施

設を

平成23年度

費用をまかなうために保

図2参照)、

その

(料の見直しが必要にな

高齢者数(人)

27,500

22,500 17,500

12,500

7,500

2,500 -

っます。

介護保険料基準額の算定方法

市が介護保険 22% 市内在住の 4,800円 12 力月 × 65歳以上の ÷ 65歳以上の ÷ 制度を運営す 基準額 るための費用 方の人数 方の負担分 (月額)

総額の 担 方に介護保険料として負 市 4 ただきます(図3) 0 8 22%を65歳以上の 介護サービス費用 0 0 円 一月額

料の 額はこれ 度 を 繰り入れ (月額) 負担 軽

ために、 介護保険給付費 険料基準 に算定します。 月 から平成29年 介護保険料を算定す (額)になりまし から4 いまでの 一額を市 基となる介護 |減を目 介護保险 8 平 準 4 度 町 -備基 村ごと 0 4 0 成 的 基準 27 年 0 0 円 0 金 険

②介護保険料の基準額

③所得段階区分

り算定します。 下表の所得段階区分によ 保険料は65歳以上の被保 険者ごとの所得に応じ、 分を見直しました。介護 介護保険料の所得段階区 基準額の変更とともに、

表 介護保険料の所得段階区分

ジャー、

または介護サー

変わる場合がありますの

担当のケアマネー

い介護サービス利用料が

定されました。改定に伴

サービスの報酬などが改

平成27年4月から介護

ビス事業者へお問い合わ

所得段階区分	対象者	平成27年度〜平成29年度の 介護保険料(年額)
第一所得段階	老齢福祉年金受給者で、住民税世帯非課税および 生活保護受給者の場合 世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計 所得金額の合計が80万円以下の場合	4,800円× 0.5×12月= 28,800円
第二所得段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計 所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の場合	4,800円×0.65×12月= 37,400円
第三所得段階	世帯全員が住民税非課税で、第一所得段階·第二所 得段階に該当しない場合	4,800円×0.75×12月= 43,200円
第四所得段階	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合 (同じ世帯に住民税課税者がいる場合)	4,800円× 0.9×12月= 51,800円
第五所得段階	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合 (同じ世帯に住民税課税者がいる場合)	4,800円× 1.0×12月= 57,600円
第六所得段階	本人が住民税課税で 合計所得金額125万円未満の場合	4,800円×1.15×12月= 66,200円
第七所得段階	本人が住民税課税で 合計所得金額125万円以上200万円未満の場合	4,800円×1.25×12月= 72,000円
第八所得段階	本人が住民税課税で 合計所得金額200万円以上400万円未満の場合	4,800円× 1.5×12月= 86,400円
第九所得段階	本人が住民税課税で 合計所得金額400万円以上の場合	4,800円×1.75×12月=100,800円

変わりました

④介護サービスに係

る費用(介護報酬など)

※端数処理しています。

※すでに認定証をお持ち ず、変更後の限度額が 場合は、平成27年4月 適用されます。 れた限度額にかかわら からは認定証に記載さ の方で右記に該当する

居住費 370円/日額 320円/日額 2・3段階の方で、多 利用者負担段階が第 床室を利用した際の

限度額)が、平成2年4月 期入所サービス(ショー 用者負担の上限額(負担 トステイ)の居住費の利 変更されています。 1日から次のとおり一部 施設サービスおよび短

一部変わります ⑤居住費の利用者負担

(負担限度額認定)